

「指定計画相談支援及び指定障害児相談支援」重要事項説明書

本重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定並びに「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項 をサービス利用希望者に対して説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間	3
5. 職員の体制	3
6. 職員の職務内容	3
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3～6
8. サービスの利用に関する留意事項	6
9. 事故発生時の対応方法について	6
10. 虐待防止について	6～7
11. 利用者の記録や情報の管理、開示について	7
12. その他運営に関する留意事項	7
13. 苦情等の受付について	7

株式会社 Faro（ファール）

（相談支援事業所ポンテ）

この事業は多度津町より指定を受け実施しています

事業所番号 第3734015013号（指定特定）

第3774015014号（指定障害児）

1. 事業者

名称	株式会社 Faro (ファール)
所在地	香川県仲多度郡多度津町堀江四丁目 6 番 12 号
電話番号	0877-85-3369
代表者氏名	代表取締役 小西 正高
設立年月	令和元年 5 月 9 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所 令和元年 8 月 1 日指定 第 3734015013 号 指定障害児相談支援事業所 令和元年 8 月 1 日指定 第 3774015014 号
事業所の名称	相談支援事業所ポンテ
事業所の所在地	香川県仲多度郡多度津町堀江四丁目 6 番 12 号
連絡先	電話：0877-85-5635 FAX：0877-85-5636
管理者氏名	鎌形 亮子
事業の目的 及び運営方針	1.利用者が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。 2.利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に 立ったサービスの提供に努めるものとする。 3.自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。 4.「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成 24 年厚生労働省令第 28 号) 及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号) に定める内容を遵守する。
開設年月	令和元年 8 月 1 日
事業所が行なっている他の業務	・訪問看護ステーション カーサ 令和元年 9 月 1 日指定 第 3761690084 号

3. 事業実施地域

丸亀市・善通寺市・多度津町・まんのう町・琴平町・三豊市・観音寺市

4. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。 ただし国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	月～金 午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間帯	月～金 午前8時30分～午後5時30分

5. 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

管理者：1名（常勤職員・相談支援専門員兼務）

相談支援専門員：1名以上（常勤職員・管理者兼務、その他必要に応じて雇用）

当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援及び障害児相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。また、適切な計画相談支援等を実施するために必要な下記の研修を修了しています。

- ・令和4年度 香川県「精神障害関係従事者養成研修」
- ・令和4年度 香川県「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(実践研修)」
- ・令和7年度 香川県「高次脳機能障害支援者養成研修（実践研修）」

6. 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	従業員の管理、指定地域相談支援の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、指定地域相談支援の実施に関し、法令等において規定されている事項について、事業所の従業者に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。
相談支援専門員	<ul style="list-style-type: none">・アセスメントを実施すること・サービス等利用計画書を作成すること・サービス等利用計画書を利用者等に交付すること・モニタリングを実施すること・他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと・利用者等からの依頼により、利用者及び障害児が居宅での生活に移行できるよう、必要な情報及び助言その他必要な援助を行うこと・その他必要な相談及び援助

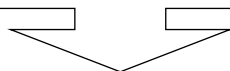
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

① 指定計画相談支援における指定サービス利用支店の提供方法及び内容

<サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成の流れ>

① 相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者が希望、利用者の心身の状況等、家族の状況等に応じ、継続的且つ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるように配慮しサービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成するよう努める。



②利用者の日常生活全般を支援する観点から指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域住民による自発的活動によるサービス等の利用を含め多様なサービス利用計画案上に位置付けるよう努める。

③利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供するものとする。

④サービス等利用計画の作成に当たり、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行う。

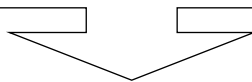
⑤アセスメントの実施に当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。

⑥利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービスを提供する上での留意事項、厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成する。

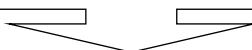
⑦サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。

⑧相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付する

⑨支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連携調査等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、サービス担当者会議に出席する担当者から、専門的な見地からの意見を求める。



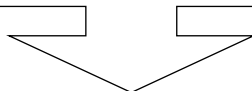
⑩前号の担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。



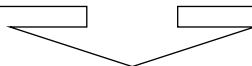
⑪相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及びサービス担当者会議に出席した担当者に交付する。

②指定計画相談支援における指定継続サービス利用援助の提供方法及び内容

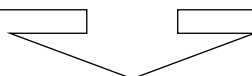
①サービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。（以下「モニタリング」という。））を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行う。



②モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、厚生労働省で定める期間ごとに居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録する。



③適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。



④指定障害者支援施設、精神科病院等から退院又は退所しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行う。

<指定障害児相談支援事業の提供方法及び内容>

前述の規定は、事業所で行う指定障害児相談支援事業の内容及び提供方法について準用する。この場合において、「指定計画相談支援」とあるのは「指定障害児相談支援」と「サービス等利用計画」とあるのは「障害児支援利用計画」と読み替えるものとする。

(2) 利用料金

厚生労働大臣が定める基準額を、支給市町より代理受領しますので、利用者の負担はありません。なお、代理受領した利用料の額については、利用者に通知します。また、利用者の事情により、利用者が負担することが妥当と判断できる額の実費を負担いただきます。この場合、できる限り事前に説明を行い、利用者の同意を得るようにいたします。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

9. 事故発生時の対応方法について

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。また、当施設は以下の損害賠償保険に加入しております。

保険会社名：損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険名：ウォームハート
補償の概要：賠償補償（施設・生産物・受託物）、居宅サービス・居宅介護支援事業者等補償

10. 虐待防止について

当事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定【虐待防止責任者】管理者 鎌形 亮子
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

11. 利用者の記録や情報の管理、開示について

利用者及びその家族の個人情報については、株式会社 Faro が定める「個人情報保護規程」

に基づいて、適切に管理し、利用者の求めにその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は自己負担となります。）

12. その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、適切な相談支援が提供できるよう相談支援専門員の業務体制を整備するとともに、相談支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を確保します。
(虐待・身体拘束・感染対策・BCP 含む)
- (2) 相談支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (3) 相談支援専門員であった者が事業所の相談支援専門員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持します。
- (4) 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存します。
- (5) 事業所は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備します。

13. 苦情等の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係<苦情受付担当者 大原 清人 / 苦情解決責任者 鎌形 亮子>

○電話番号 0877-85-5635

○受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

* 当社 HP からのご投稿、また事業所内にご意見箱の設置も行っています。

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

<input type="checkbox"/> 香川県健康福祉部障害福祉課	電話 087-832-3291 平日 午前8時30分～午後5時15分
<input type="checkbox"/> 香川県運営適正化委員会	電話 087-861-1300 平日 午前9時～午後5時
<input type="checkbox"/> 香川県障害者権利擁護センター	電話 087-867-2696 平日 午前8時30分～午後5時15分
<input type="checkbox"/> 丸亀市障害者虐待防止センター	電話 0877-35-9176 平日 午前8時30分～午後5時15分
<input type="checkbox"/> 善通寺市障害者虐待防止センター	電話 0877-63-6339 平日 午前8時30分～午後5時15分
<input type="checkbox"/> 多度津町障害者虐待防止センター	電話 0877-33-1134 平日 午前8時30分～午後5時15分
<input type="checkbox"/> まんのう町障害者虐待防止センター	電話 0877-73-0124 平日 午前8時30分～午後5時15分
<input type="checkbox"/> 琴平町障害者虐待防止センター	電話 0877-75-6723 平日 午前8時30分～午後5時15分
<input type="checkbox"/> 三豊市障害者虐待防止センター	電話 0875-73-3015 平日 午前8時30分～午後5時15分
<input type="checkbox"/> 観音寺市障がい者虐待防止センター	電話 0875-23-3963 平日 午前8時30分～午後5時15分

□坂出市障がい者虐待防止センター	電話 0877-44-5007 平日 午前8時30分～午後5時15分
□宇多津町保健福祉課相談支援センター	電話 0877-49-8028 平日 午前8時30分～午後5時15分
□綾川町障害者虐待防止センター	電話 087-876-1113 平日 午前8時30分～午後5時15分
□さぬき市障害者虐待防止センター	電話 0879-26-9903 平日 午前8時30分～午後5時15分
□高松市障がい者虐待防止センター	電話 087-839-2333 平日 午前8時30分～午後5時15分
□四国中央市障がい者虐待防止センター	電話 0896-28-6023 平日 午前8時30分～午後5時15分
□ ()	電話 ()

令和 年 月 日

指定計画相談支援サービス（指定障害児相談支援サービス）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 鎌形 亮子

説明者職名 相談支援専門員

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

<氏名> _____ 印

<住所> _____

<児童氏名> _____

代理人

<氏名> _____ 印

<住所> _____

<続柄> _____

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、指定計画相談支援の提供にあたり、障害福祉サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。その他、医療機関・訪問看護ステーション・福祉サービス事業者等へのサービス提供等を円滑に実施するための情報提供。

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- ・認定調査票、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

令和 年 月 日

相談支援事業所ポンテ 管理者 あて

利用者（又は保護者）

<氏名> _____ 印

<住所> _____

<児童氏名> _____

代理人

<氏名> _____ 印

<住所> _____

<続柄> _____